

2022年 3 月 31日

日本公認会計士協会

## 会員に対する懲戒処分について

日本公認会計士協会は、会員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、会則に基づき公表いたします。

### 記

#### 1. 関係会員の氏名等

今村 正宗 (登録番号第 11743 号、埼玉会所属)

小池 孝明 (登録番号第 16463 号、神奈川県会所属)

#### 2. 懲戒処分の種別

退会勧告

#### 3. 懲戒処分の理由

関係会員は、公認会計士名簿に登録を受けた事項について長期にわたり変更の事実が生じているにもかかわらず本会に会員登録名簿記載事項の変更登録の申請を行わず、会則第 31 条第 1 項の規定による催告及び指示を受け、指示から 2 年以上が経過してもなお当該指示に従わないことから、会則第 67 条（会員及び準会員の懲戒）第 1 項第 7 号に該当すると認められるため。

#### 4. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2022年 3 月 31日

以 上

※ 「退会勧告」とは、会員及び準会員の義務違反に対し、協会からの退会を勧告する懲戒処分であり、当該会員又は準会員が退会するまでその効力を有します。(会則 67 条第 5 項に基づき、「会則によって会員に与えられた権利の停止」を併科)

なお、会則第 69 条第 4 項に基づき、退会勧告の事由となった事実が第 67 条第 1 項第 5 号から第 8 号までに該当する場合において、当該事実の改善が図られたことが確認されたときは、協会会長は、退会勧告の効力をその確認された時までとすることができます。

※ 「会則によって会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。